

鈴鹿大学短期大学部学則

昭和 41 年 1 月 25 日
制 定

第 1 章 総則

第 1 節 目的

(目的)

第 1 条 本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に則り、短期大学教育を通じて広く教養を与え深く専門の学術技能を授けるとともに、旺盛な自主の精神と強い責任感を涵養して、地域文化の向上と産業の発展に寄与し得る人材を育成することを目的とする。

(名称)

第 2 条 本学は、鈴鹿大学短期大学部と称する。

(所在地)

第 3 条 本学は、三重県鈴鹿市郡山町字西高山 663 番地 222 に置く。

(自己点検・評価等)

第 4 条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況を把握し、自己点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっての項目の設定、実施体制等に関して必要な事項は、別に定める。

第 2 節 組織

(学科)

第 5 条 本学に、次の学科、専攻を置く。

生活コミュニケーション学科

こども学専攻

食物栄養学専攻

(学科及び専攻の教育研究上の目的)

第 6 条 本学に設置する学科及び専攻の教育研究上の目的は、次の各号のとおりとする。

(1) 生活コミュニケーション学科

生活コミュニケーション学科は、「誠実で信頼される人に」という建学の精神に則り、社会人として必要な基礎教養を身につけ、専門領域における知識・技能を教授研究し、地域社会に貢献し得る人材、すなわち学力・問題解決能力・コミュニケーション能力を有する人材を育成することを目的とする。

(2) こども学専攻

こども学専攻は、教育職員免許法・児童福祉法及び関連法規に則った、正しい知

識と技術を持つとともに、時代の新たな養成に応える資質を持った専門職としての幼稚園教諭及び保育士の養成を目的とする。

(3) 食物栄養学専攻

食物栄養学専攻は、栄養士法及び関係法規に則り、幅広い視野と高度な専門知識・技術を身につけ、他者と協働して複雑多様化する食をめぐる問題解決に貢献できる栄養士・栄養教諭の育成を目的とする。

(入学定員及び収容定員)

第7条 本学の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 科		入学定員 (人)	収容定員 (人)
生活コミュニケー ション学科	こども学専攻	50	100
	食物栄養学専攻	40	80
計		90	180

(附属図書館)

第8条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する規程は、別に定める。

(センター)

第9条 本学に、次の各号のセンターを置く。

- (1) COC (地域連携)・国際交流センター
- (2) 子育てイノベーション研究センター
- (3) 教職教育センター
- (4) 健康管理センター
- (5) 留学生教育支援センター
- (6) 課外活動強化クラブ支援センター

2 前項のセンターに関する規程は、別に定める。

第3節 職員組織

(職員組織)

第10条 本学に、学長、副学長、学長補佐、学科長、教授、准教授、助教、助手、事務職員その他必要な職員を置く。

2 職員に関する規程は、別に定める。

第4節 教授会

(教授会)

第11条 本学に、教授会を置く。

2 教授会は、教授、准教授及び助教をもって組織する。

3 教授会の組織には、前項に掲げる者のほか、その他の職員を加えることができ

- る。
- 4 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。
- 5 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長及び学科長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 6 教授会の運営に関し、必要な事項は、別に定める。

第5節 会議、委員会等

(会議、委員会等)

- 第12条** 学長は、本学に必要と認めた場合には、会議、委員会等を置くことができる。
- 2 前項の運営に関し、必要な事項は別に定める。
 - 3 大学と短期大学部が同一キャンパスである利点を活用して、業務の効率化、円滑化をめざし、大学及び短期大学部の組織を一体化することができる。

第6節 学年、学期及び休業日

(学年)

- 第13条** 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

- 第14条** 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 学長は、必要に応じて、前項の学期の期間を変更することができる。

(休業日)

- 第15条** 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める日のうち学長が定める日
 - (3) 春季休業日 3月17日から4月6日まで
 - (4) 夏季休業日 8月10日から9月20日まで
 - (5) 冬季休業日 12月23日から1月6日まで
- 2 学長は、必要により前項の休業日を変更することができる。

- 3 学長は、休業日の期間中においても授業、実験、実習を課することができる。
- 4 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第2章 学科通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第16条 本学の修業年限は、2年とする。

(在学期間)

第17条 学生は、4年を超えて在学することができない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第18条 学生が、職業を有している等の事情により、第16条に規定する修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、審査の上、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。

- 2 長期履修をする学生の履修の期間は、あらかじめ承認を受けた3年又は4年とし、在学期間は、それぞれ5年又は6年を超えることができない。
- 3 長期履修に関する必要な事項は、別に定める。

第2節 入学

(入学時期)

第19条 入学の時期は、前期又は後期の始めとする。

(入学資格)

第20条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業課程認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業課程認定試験に合格した者又は大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (8) 学校教育法（昭和23年法律第26号）第90条第2項の規定により大学に入学し

た者であって、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
(9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(入学の出願)

第21条 本学に入学を志願する者は、本学所定の入学願書及びその他の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、提出すべき書類等に関して必要な事項は別に定める。

(入学者の選考)

第22条 前条の入学志願者については、選考の上、教授会の意見を聴いて、学長が合格者を決定する。

(入学手続き及び入学許可)

第23条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書等入学手続き書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

3 入学を許可された者が届け出ることなく定められた入学期日に入学しないときは、入学許可を取り消すものとする。

(保証人及び変更の届出)

第24条 前条第1項の誓約書には、保証人が連署しなければならない。

2 保証人は、保護者及びその他の者で在学期間中、学生に係る一切の事項につき責任を負うものとする。

3 保証人が、転籍、転居、改姓名又は改印をしたときは直ちに届出なければならない。

4 保証人が死亡したとき、又はその資格を失ったときは、新たに保証人を定めて誓約書を再提出しなければならない。

(再入学及び転入学、転専攻)

第25条 本学に再入学又は転入学を志願する者並びに本学に在学中の学生で転専攻を申出るときは、選考の上、相当年次に入学又は転専攻を許可することができる。

2 前項の規定により入学又は転専攻を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取り扱い並びに本学に在学すべき年数については、学長が決定する。

3 再入学の許可は、本学を退学後2年以内に願い出た場合に限るものとする。

第3節 教育課程等及び履修方法

(授業科目)

第26条 授業科目は、必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

- 2 授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。
- 3 前条に定めるもののほか教職に関する科目を置く。
- 4 授業科目の種類、単位数等は別表2のとおりとする。

(1年間の授業期間)

第27条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(単位の計算方法)

第28条 各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実習、実験及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 一つの授業科目について、講義、演習、実習、実験又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修を考慮して単位数を定めることができる。

(履修)

第29条 履修に関する事項については、別に定める。

(単位の授与)

第30条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(試験)

第31条 試験に関する必要な事項は、別に定める。

(成績)

第32条 授業科目の試験の成績は、秀・優・良・可・不可・失格の6種類の評価をもって表し、秀・優・良・可を合格とする。

(他大学等における授業科目の履修等)

第33条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところのより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学にける授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定に基づき、他の大学又は短期大学で授業科目の履修を希望する者は、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

- 3 前2項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第34条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が短期大学又は高等専門学校
の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授
業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項の規定に基づき、授業科目の履修を希望する者は、教授会の意見を聴いて、学
長が決定する。

3 第1項の規定により与えることができる単位数は、前条第1項により本学にお
いて修得したとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第35条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短
期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生により修得し
た単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得し
たものとみなすことができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項
に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところによ
り単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学の
場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第32条第1項及び
前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超
えないものとする。

(資格の取得)

第36条 本学において取得することができる資格及び免許の種類は次のとおりとす
る。

学 科		取得できる免許の種類
生活コミュニケーション学科	こども学専攻	保育士証、幼稚園教諭2種免許状
	食物栄養学専攻	栄養士免許証、栄養教諭2種免許状

2 教育職員免許状を取得しようとする者は、第44条に規定する卒業の要件を充足し、
かつ教育職員免許法(昭和24年5月31日法律第147号)及び教育職員免許法施行規
則(昭和29年10月27日文部省令第26号)に従い、別表1及び別表2に定めるところ
により、所定の単位を取得しなければならない。

3 栄養士免許証を取得しようとする者は、第44条に規定する卒業の要件を充足し、
かつ栄養士法(昭和22年12月29日法律第245号)及び栄養士法施行規則(昭和23
年1月16日厚生省令第2号)に従い、別表1及び別表4に定めるところにより、所
定の単位を取得しなければならない。

4 本学の生活コミュニケーション学科こども学専攻には、保育士課程を置くものとす
る。保育士の資格を取得しようとする者は、第44条に規定する卒業の要件を充足し、
かつ児童福祉法施行規則(昭和23年3月31日厚生省令第11号)に従い、別表1及
び別表3に定めるところにより、所定の単位を取得しなければならない。

第4節 休学、復学、退学、除籍及び復籍

(休学)

第37条 疾病その他の理由により長期にわたって修学することができない者は、保証人連署の上願い出て、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者について、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第38条 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、更に1年以内に限り休学期間の延長を認めることができる。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は、第17条に定める在学期間に算入する。ただし、修業年限には、含まないものとする。

4 休学期間は、原則として通年、前期、後期とする。

5 休学期間中は、在籍料を納めなければならない。

(復学)

第39条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第40条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(再入学)

第41条 前条により、退学した者で、2年以内に本人の願い出により再入学を希望する場合は、学長がこれを再入学させることができる。ただし、懲戒による退学の場合は、再入学を認めない。

(除籍)

第42条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

(1) 授業料、教育充実費及び実験実習費（以下「授業料等」という。）の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者

(2) 学業を怠り、成業の見込みのない者

(3) 在学年限を超えた者

(4) 第38条第2項に定める休学期間を超えてなお復学できない者

(5) 長期にわたり行方不明の者

(復籍)

第43条 学長は、前条第1項第1号により除籍となった者の復籍を認めることができる。

2 前項の復籍に関する事項は、別に定める。

第5節 卒業の要件及び学位

(卒業の要件)

第44条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別表1に定めるところにより62単位以上を修得しなければならない。

(卒業の認定)

第45条 学長は、前条に規定する卒業の要件を充足した者については、教授会の意見を聴いて、学期ごとに卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(短期大学士の学位)

第46条 前条により卒業を認定した者に短期大学士の学位を授与する。

2 学位について必要な事項は、本学学位規程の定めるところによる。

第6節 賞罰

(表彰)

第47条 学長は、学生として表彰に値する行為があった者を表彰することができる。

(懲戒)

第48条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 素行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく、出席が常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 懲戒に関する必要な事項は、鈴鹿大学短期大学部学生の懲戒に関する規程に定める。

第7節 科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第49条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて科目等履修生として履修を許可することができる。

2 科目等履修生の入学時期は、毎学期の始めとする。ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。

3 学長は、科目等履修生が授業科目を履修し、その試験に合格した場合には、単位を与える。

4 前項の規程により授与された単位は、科目等履修生が証明を希望したときには、単

位修得証明書を交付する。

5 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第50条 学長は、他の大学（短期大学含む）の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学との協議に基づき、特別聴講学生として許可することができる。

2 特別聴講学生に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第51条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関して必要な事項は、別に定める。

第8節 入学検定料、入学金、授業料等

(入学検定料)

第52条 入学検定料の額は、35,000円とする。

(入学金)

第53条 入学金の額は、250,000円とする。

(授業料)

第54条 授業料の額は、次のとおりとする。

区 分	前 期	後 期
授業料	400,000円	400,000円

2 前項に掲げるもののほか、学生の実験及び実習に要する経費は、別に徴収することができる。

(授業料の納付時期)

第55条 授業料は、前期及び後期の2期に分け、それぞれ授業開始日までの別に定める日までに納入するものとする。ただし、特別の事情があると認められる場合には、分納又は延納を認めることがある。

(休学の場合の授業料)

第56条 休学を許可された者又は命ぜられた者は、休学した月から復学した月の前月までの授業料を免除する。ただし、休学した日が月途中の場合には、その月の授業料を納めなければならない。

2 休学期間中は、在籍料を納めなければならない。

3 休学期間中の在籍料については、次のとおりとする。

休学在籍料	1年休学	60,000円
	半期休学	30,000円

(復学の場合の授業料)

第57条 前期又は後期中途において復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料を、復学した月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第58条 所定の修業年限を超えた者で、学年の中途において卒業する者は、卒業の期までの授業料を納付するものとする。

(退学及び停学の場合の授業料)

第59条 学期の途中で退学した者又は除籍された者の当該期分の授業料は、徴収する。

2 停学期間中の授業料等は徴収する。

(授業料の免除及び徴収の猶予)

第60条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ学業優秀と認める場合又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、授業料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

2 授業料の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生及び特別聴講学生の授業料)

第61条 科目等履修生及び特別聴講学生の入学検定料、入学金及び授業料については、別表5に定めるところによる。

(納付した授業料)

第62条 納付した入学検定料、入学金及び授業料は返還しない。ただし入学前に納付した授業料については、納付した者が入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合は、納付した者の申し出により授業料等相当額を返還する。

第3章 公開講座

(公開講座)

第63条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関する必要な事項は、別に定める。

第4章 雑則

(学則の改廃)

第64条 この学則の改廃は、学長が教授会の意見を聴いて上申し、常任理事会の議を経て、理事会がこれを行う。

附 則

1 この規則は、平成元年4月1日から適用する。

2 昭和63年度の入学生の授業料は、第36条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この学則における授業科目及び単位数は、平成元年度入学生より適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成2年4月1日から適用する。
 2 この学則における授業科目及び単位数は、平成2年度入学生より適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成3年4月1日から適用する。
 2 第3条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は次のとおりとする。

年 度		平成3年度		平成4年度～11年度		平成12年度	
		入学学生 定員	総定員	入学学生 定員	総定員	入学学生 定員	総定員
生活 学科	生活学専攻	150	250	50	300	100	250
	食物栄養専攻	50	100	50	100	50	100
商 経 学 科		150	250	150	300	100	250
計		350	600	350	700	250	600

附 則

- 1 この規則は、平成4年4月1日から適用する。
 2 平成3年度の入学生の学費については、第36条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成5年4月1日から適用する。
 2 平成4年度の入学生の学費については、第36条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。
 2 この学則は、平成6年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

附 則

- 1 この学則は、平成7年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
 2 この学則は、平成8年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

附 則

- 1 この学則は、平成8年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

- 2 この学則は、平成9年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

附 則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この学則は、平成10年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。
- 3 第3条に規定する学生定員は、平成11年度までの間は次のとおりとする。

学科・専攻		平成10年度		平成11年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
生活学科	生活学専攻	60	210	60	120
	食物栄養専攻	40	90	40	80
計		100	300	100	200

附 則

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この学則は、平成12年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この学則は、平成13年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。(第35条のみ適用する)

附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この学則は、平成14年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この学則は、平成15年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この学則は、平成16年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

- 2 この学則は、平成 17 年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

附 則

- 1 この学則は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は、平成 18 年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

附 則

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は、平成 19 年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

附 則

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は、平成 21 年度の入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は、平成 22 年度の入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は、平成 23 年度の入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は、平成 25 年度の入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は、平成 26 年度の入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は、平成 27 年度の入学生から適用する。
- 3 平成 27 年 3 月 31 日に在学する者については、この学則の改正後の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は、平成 28 年度の入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この学則は、平成 29 年度の入学生から適用する。
- 3 平成 29 年 3 月 31 日に在籍する者については、この学則の変更後の規定にかかわらず、なお、従前のおりとする。
- 4 この学則による変更後第 6 条に規定する学科、専攻の収容定員については、同条の規定にかかわらず、次のとおり読み替えるものとする。

学科	専攻	平成 29 年 度収容定員 (人)	備考
生活コミュニケーション学科	生活コミュニケーション学専攻	40	平成 29 年 4 月以後学生募集停止
	こども学専攻	140	平成 29 年 4 月以後入学定員変更 90 人→50 人
	食物栄養学専攻	80	
合計		260	

附 則

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年 3 月 31 日に在籍する者は、この学則の変更後の別表（教育課程表）にかかわらず、なお、従前のおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 31 年 3 月 31 日に在籍する者は、この学則の変更後の規定にかかわらず、なお、従前のおりとする。

附 則

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 経過措置として、令和 2 年 3 月 31 日（本学則の施行日の前日）に在学する者については、本学則の変更後にかかわらず、なお、従前の学則による。

11-01 鈴鹿大学短期大学部学則

別表1(第27条第2項、第37条第2項、第37条第3項及び第37条第4項関係)

学科等の名称	区分	授業科目	配当年次	単位数		備考	
				必修	選択		
生活コミュニケーション学科(共通)	外国語科目	英語	1		2	2単位以上取得	
		英語Ⅱ	1		2		
	英語表現	1		2			
	英語コミュニケーションⅠ	1		2			
	英語コミュニケーションⅡ	1		2			
	情報科目	生活統計	1		2	2単位以上取得	
		生活情報論	1		2		
		生活情報処理Ⅰ	1		1		
		生活情報処理Ⅱ	1		1		
	基礎教育科目	総合科目	心理学	2		2	必修科目を含め6単位以上取得
			文化人類学	1		2	
			日本国憲法	1		2	
			人権論	2		2	
			環境論	2		2	
			キャリアデザインⅠ	1	2		
			キャリアデザインⅡ	2		2	
			社会学	1		2	
			科学と芸術の間	1		2	
			こころの癒しと音楽	1		2	
			生物学	1		2	
			鈴鹿学	1	2		
			日本語講読Ⅰ	1		2	
			日本語講読Ⅱ	1		2	
			日本語作文Ⅰ	1		2	
			日本語作文Ⅱ	1		2	
			日本語会話Ⅰ	1		2	
			日本語会話Ⅱ	1		2	
			ビジネス日本語Ⅰ	2		2	
			ビジネス日本語Ⅱ	2		2	
			資格の日本語Ⅰ	2		2	
			資格の日本語Ⅱ	2		2	
			ボランティア活動Ⅰ	1		1	
			ボランティア活動Ⅱ	1		1	
インターンシップⅠ			1		1		
インターンシップⅡ			1		1		
海外研修Ⅰ			1		2		
海外研修Ⅱ	1		2				
海外研修Ⅲ	1		2				
海外研修Ⅳ	1		2				
保健体育科目	スポーツと健康Ⅰ(実技)	1		1			
	スポーツと健康Ⅱ(講義)	1		1			
計				4	70		
生活コミュニケーション学科(食物栄養学専攻)	専門教育科目	食生活論	1		2		
		生活学概論	1		2		
		食品学総論	1	2			
		基礎栄養学	1	2			
		コミュニケーション特殊講義Ⅰ	1		2		
		コミュニケーション特殊講義Ⅱ	1		2		
		総合演習Ⅰ	1	1			
		総合演習Ⅱ	1	1			
		卒業研究Ⅰ	2	1			
		卒業研究Ⅱ	2	1			
		公衆衛生学	2		2		
		社会福祉	1		2		
		解剖学及び生理学	1		2		
		解剖生理学実験	2		1		
		運動生理学	2		2		
		生化学	1		2		
		生化学実験	2		1		
		病理学	2		2		
		食品学各論	2		2		
		食品学実験	1		1		
		特殊栄養学実習	2		1		
		食品衛生学	1		2		
		食品衛生学実験	2		1		
		応用栄養学	1		2		
		応用栄養学実習	1		1		
		臨床栄養学	1		2		
		臨床栄養学実習	2		1		
栄養教育論	1		2				
栄養教育論実習	1		1				

11-01 鈴鹿大学短期大学部学則

学科等の名称	区分	授業科目	配当年次	単位数		備考
				必修	選択	
生活コミュニケーション学科（食物栄養学専攻）	専門教育科目	食育実践実習	2		1	
		栄養カウンセリング論	1		1	
		栄養情報処理	1		1	
		公衆栄養学	2		2	
		給食管理	1		2	
		給食実務論実習Ⅰ	2		2	
		給食実務論実習Ⅱ	2		1	
		給食計画論	1		1	
		調理学	1		2	
		調理学実習	1		1	
		調理学実験	2		1	
		給食計画論実習	2		1	
		住生活論	1		2	
		学校栄養指導論	1		2	
		音楽理論	1		2	
		楽式・編曲法	1		2	
		音楽療法概論	1		2	
		音楽療法各論Ⅰ	2		2	
		音楽療法各論Ⅱ	2		2	
		音楽療法総合演習	2		2	
		伴奏法	1		1	
		ソルフェージュ	1		1	
		声楽	2		1	
		合唱	2		1	
		ギター表現	2		1	
		即興演奏	2		1	
		ピアノⅠ	1		1	
		ピアノⅡ	1		1	
		ピアノⅢ	2		1	
		ピアノⅣ	2		1	
		老人福祉論	2		2	
		音楽療法実習Ⅰ	2		2	
		音楽療法実習Ⅱ	2		1	
		音楽療法実習事前事後指導Ⅰ	2		1	
		音楽療法実習事前事後指導Ⅱ	2		1	
		レクリエーション概論	1		2	
		レクリエーション支援	1		1	
		レクリエーション実習	2		1	
		こどもの運動あそびⅠ	1		1	
		こどもの運動あそびⅡ	2		1	
		計			8	92

卒業要件 基礎教育科目10単位以上、専門教育科目必修8単位を含めて計62単位以上

学科等の名称	区分	授業科目	配当年次	単位数		備考
				必修	選択	
生活コミュニケーション学科（こども学専攻）	専門教育科目	こども家庭福祉	1	2		
		こども学概論	1	2		
		こころの発達	1	2		
		こどもの食と栄養	1		2	
		こども家庭支援論	2	2		
		保育内容（健康）	2		1	
		保育内容（人間関係）	1		1	
		保育内容（環境）	2		1	
		保育内容（言葉）	1		1	
		保育内容（表現Ⅰ）	2		1	
		保育内容（表現Ⅱ）	1		1	
		乳児保育Ⅰ	1		2	
		障がい児の支援	1		2	
		こどもと音楽Ⅰ	1		1	
		こどもと音楽Ⅱ	1		1	
		こども造形の基礎Ⅰ	2		1	
		こどもの運動あそびⅠ	1		1	
		こども学フィールドワークⅠ	2	1		
		こども学フィールドワークⅡ	2	1		
		保育内容総論	1	2		
		こどもの理解	2		2	
		総合演習Ⅰ	1	1		
		総合演習Ⅱ	1	1		
		社会福祉	1		2	
保育原理	1		2			
社会的養護Ⅰ	1		2			
幼児教育原理	1		2			

11-01 鈴鹿大学短期大学部学則

学科等の名称	区分	授業科目	配当年次	単位数		備考	
				必修	選択		
		幼児教育心理学	1		2		
		こどもの保健	1		2		
		こども家庭支援の心理学	2		2		
		こどもの健康と安全	2		1		
		乳児保育Ⅱ	2		1		
		社会的養護Ⅱ	1		1		
		保育実習Ⅰ(保育所)	1		2		
		保育実習Ⅰ(施設)	1		2		
		保育実習指導Ⅰ(保育所)	1		1		
		保育実習指導Ⅰ(施設)	1		1		
		こどもの理解と援助	1		2		
		保育音楽技術演習	2		1		
		保育製作技術演習	1		1		
		こどもの文化Ⅰ	1		1		
		こどもの文化Ⅱ	1		1		
		保育指導法Ⅰ	2		2		
		保育指導法Ⅱ	2		2		
		こどもと音楽Ⅲ	2		1		
		こどもと音楽Ⅳ	2		1		
		こども造形の基礎Ⅱ	2		1		
		こどもの運動あそびⅡ	2		1		
		保育実習Ⅱ(保育所)	2		2		
		保育実習指導Ⅱ(保育所)	2		1		
		保育実習Ⅲ(保育所以外)	2		2		
		保育実習指導Ⅲ(保育所以外)	2		1		
		こどものかがく	2		1		
		レクリエーション概論	2		2		
		レクリエーション支援	1		1		
		レクリエーション実習	2		1		
	専門教育科目	幼児教育教職論	1		2		
		教育と社会	1		1		
		特別支援教育論(幼稚園)	1		2		
		教育課程論	1		2		
		教育方法と技術	1		1		
		こどもと保育カウンセリング	2		2		
		教職実践演習(幼稚園)	2		2		
		幼稚園教育実習Ⅰ	1		2		
		幼稚園教育実習Ⅱ	2		2		
		幼稚園教育実習事前事後指導	2		1		
		音楽理論	1		2		
		楽式・編曲法	1		2		
		音楽療法概論	1		2		
		音楽療法各論Ⅰ	2		2		
		音楽療法各論Ⅱ	1		2		
		音楽療法総合演習	2		2		
		伴奏法	1		1		
		ソルフェージュ	1		1		
		声楽	2		1		
		合唱	2		1		
		ギター表現	2		1		
		即興演奏	2		1		
		老人福祉論	2		1		
		音楽療法実習Ⅰ	2		1		
		音楽療法実習Ⅱ	2		1		
		音楽療法実習事前事後指導Ⅰ	2		1		
		音楽療法実習事前事後指導Ⅱ	2		1		
		学童保育論	1		2		
		学童保育方法論	1		2		
		学童保育実習	1		3		
		コミュニケーション特殊講義Ⅰ	1		2		
		コミュニケーション特殊講義Ⅱ	1		2		
		計			14	117	
卒業要件		基礎教育科目10単位以上、専門教育科目必修14単位を含めて計62単位以上					

11-01 鈴鹿大学短期大学部学則

別表2(第27条第4項及び第37条第2項関係)

栄養教諭二種免許状

学科等の名称	免許法施行規則に規程する区分		授業科目	単位数		備考
	区分名称	単位		必修	選択	
生活コミュニケーション学科 (食物栄養学専攻)	栄養に係る教育に関する科目		学校栄養指導論	2		必修21単位 取得すること
	教育の基礎的理解に関する科目	5単位以上	教育の原理と課程	2		
			教師の役割と教育の社会性	2		
			教育心理学	2		
			特別支援教育論(栄養)	2		
	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	3単位以上	道徳、総合的な学習の時間・特別活動論	2		
			教育方法と技術	1		
教育実習	2単位	生徒指導論	2			
		教育相談の理論と方法	2			
教職実践演習	2単位	栄養教育実習	1			
		栄養教育実習事前事後指導	1			
合計	14単位以上	合計	21単位			

幼稚園教諭二種免許状

学科等の名称	免許法施行規則に規程する区分		授業科目	単位数		備考
	区分名称	単位		必修	選択	
生活コミュニケーション学科 (こども学専攻)	領域及び保育内容の指導法に関する科目	保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	保育指導法Ⅰ	2	2	必修35単位、 選択必修2単位以上 取得すること
			保育指導法Ⅱ			
			保育内容総論	2		
			保育内容(人間関係)	1		
			保育内容(環境)	1		
			保育内容(健康)	1		
			保育内容(言葉)	1		
			保育内容(表現Ⅰ)			
			保育内容(表現Ⅱ)	1		
			こどものかがく	1		
	領域に関する専門的事項	生活	こどもと音楽Ⅰ	1	1	選択必修1単位以上 取得すること
			こどもと音楽Ⅱ	1		
こどもと音楽Ⅲ			1			
こどもと音楽Ⅳ			1			
教育の基礎的理解に関する科目	6単位以上	こども造形の基礎Ⅰ	1	1		
		こども造形の基礎Ⅱ	1			
		こどもの運動あそびⅠ	1			
		こどもの運動あそびⅡ	1			
		幼児教育原理	2			
		幼児教育教職論	2			
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	4単位以上	教育と社会	2	1		
		幼児教育心理学	2			
教育実習	5単位	特別支援教育論(幼稚園)	2			
		教育課程論	2			
教職実践演習	2単位	教育方法と技術		1		
		こどもの理解	2			
		こどもと保育カウンセリング	2			
合計	29単位以上	合計	37単位以上			

栄養教諭二種免許状・幼稚園教諭二種免許状

免許法施行規則に規程する区分	区分名称	単位	授業科目の名称	単位数		備考
				必修	選択	
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	8単位以上	8単位以上	日本国憲法	2		必修8単位 取得すること
			スポーツと健康Ⅰ(実技)	1		
			スポーツと健康Ⅱ(講義)	1		
			英語(栄養教諭) 英語Ⅱ(幼稚園教諭)	2		
			生活情報処理Ⅰ	1		
			生活情報処理Ⅱ	1		
合計	8単位	合計	8単位			

別表3(第37条第4項関係)保育士資格取得に関する科目表

学科等の名称	区分	授業科目	配当年次	単位数		備考	
				必修	選択		
基礎教育科目		こころの癒しと音楽	1		2	必修科目4単位及び選択科目から6単位以上取得すること	
		科学と芸術の間	1		2		
		文化人類学	1		2		
		日本国憲法	1		2		
		人権論	2		2		
		環境論	2		2		
		キャリアデザインⅠ	1		2		
		キャリアデザインⅡ	2		2		
		社会学	1		2		
		心理学	2		2		
		生物学	1		2		
		生活統計	1		2		
		生活情報論	1		2		
		生活情報処理Ⅰ	1		1		
		生活情報処理Ⅱ	1		1		
		鈴鹿学	1		2		
		英語Ⅱ	1	2			
		スポーツと健康Ⅰ(実技)	1	1			
		スポーツと健康Ⅱ(講義)	1	1			
	生活コミュニケーション学科(こども学専攻)	専門教育科目(告示別表第Ⅰ)	社会福祉	1	2		
			こども家庭福祉	1	2		
			保育原理	1	2		
			社会的養護Ⅰ	1	2		
			幼児教育原理	1	2		
			幼児教育教職論	1	2		
			こどもの理解と援助	1	2		
			こどもの理解	2	2		
			こどもの保健	1	2		
			こども家庭支援の心理学	2	2		
			こどもの健康と安全	2	1		
			こどもの食と栄養	1	2		
			こども家庭支援論	2	2		
			保育内容(健康)	2	1		
保育内容(人間関係)			1	1			
保育内容(環境)			2	1			
保育内容(言葉)			1	1			
保育内容(表現Ⅰ)			2	1			
保育内容(表現Ⅱ)			1	1			
保育内容総論			1	2			
乳児保育Ⅰ			1	2			
乳児保育Ⅱ			2	1			
障がい児の支援			1	2			
社会的養護Ⅱ			1	1			
こどもと保育カウンセリング			2	2			
教育課程論			1	2			
保育音楽技術演習			2	1			
保育製作技術演習	1	1					
こどもの文化Ⅰ	1	1					
こどもの文化Ⅱ	1	1					
保育実習Ⅰ(保育所)	1	2					
保育実習Ⅰ(施設)	1	2					
保育実習指導Ⅰ(保育所)	1	1					
保育実習指導Ⅰ(施設)	1	1					
教職実践演習(幼稚園)	2	2					
専門教育科目(告示別表第Ⅱ)		こども学概論	1		2	専門教育科目(告示別表第Ⅱ)に関しては、保育実習Ⅱ(保育所)と保育実習指導Ⅱ(保育所)又は保育実習Ⅲと保育実習指導Ⅲのうち、どちらか3単位を含めて10単位以上を取得すること	
		こころの発達	1		2		
		保育指導法Ⅰ	2		2		
		保育指導法Ⅱ	2		2		
		こどもと音楽Ⅰ	1		1		
		こどもと音楽Ⅱ	1		1		
		こども造形の基礎Ⅰ	2		1		
		こどもの運動あそびⅠ	1		1		
		こどもと音楽Ⅲ	2		1		
		こどもと音楽Ⅳ	2		1		
		こども造形の基礎Ⅱ	2		1		
		こどもの運動あそびⅡ	2		1		
		こどものかがく	2		1		
		保育実習Ⅱ(保育所)	2		2		
		保育実習指導Ⅱ(保育所)	2		1		
		保育実習Ⅲ(保育所以外)	2		2		
保育実習指導Ⅲ(保育所以外)	2		1				
	計		59	53			

11-01 鈴鹿大学短期大学部学則

別表4 (第37条第2項及び第37条第3項関係)

学科等の名称	規則等規定科目	規則等規定単位数		授業科目	配当年次	学則規定単位数		備考	
		講義又は演習	実験又は実習			講義又は演習	実験又は実習		
生活コミュニケーション学科（食物栄養学専攻）	社会生活と健康	4	4	公衆衛生学	2	2			
				社会福祉概論	1	2			
	人体の構造と機能	8		解剖学及び生理学	1	2			1
				解剖生理学実験	2				
				運動生理学	2	2			
				生化学	1	2			
				生化学実験	2				1
				病理学	2	2			
	食品と衛生	6		食品学総論	1	2			
				食品学各論	2	2			
				食品学実験	1				1
				食品衛生学	1	2			
食品衛生学実験			2			1			
栄養と健康	8	食生活論	1	2					
		基礎栄養学	1	2					
		応用栄養学	1	2					
		応用栄養学実習	1			1			
		臨床栄養学	1	2					
		臨床栄養学実習	2			1			
		特殊栄養学実習	2			1			
栄養の指導	6	栄養教育論	1	2					
		栄養教育論実習	1			1			
		食育実践実習	2			1			
		栄養カウンセリング論	1	1					
		栄養情報処理	1	1					
		公衆栄養学	2	2					
給食の運営	4	給食管理	1	2					
		給食実務論実習Ⅰ	2			2			
		給食実務論実習Ⅱ	2			1			
		給食計画論	1	1					
		調理学	1	2					
		調理学実習	1			1			
		調理学実験	2			1			
		給食計画論実習	2			1			
合計		50				52			

別表5 (第58条の2 関係)

	検定料	入学金	授業料
科目等履修生	10,000円	10,000円	10,000円 (1単位)
特別聴講生	—	—	10,000円 (1単位)